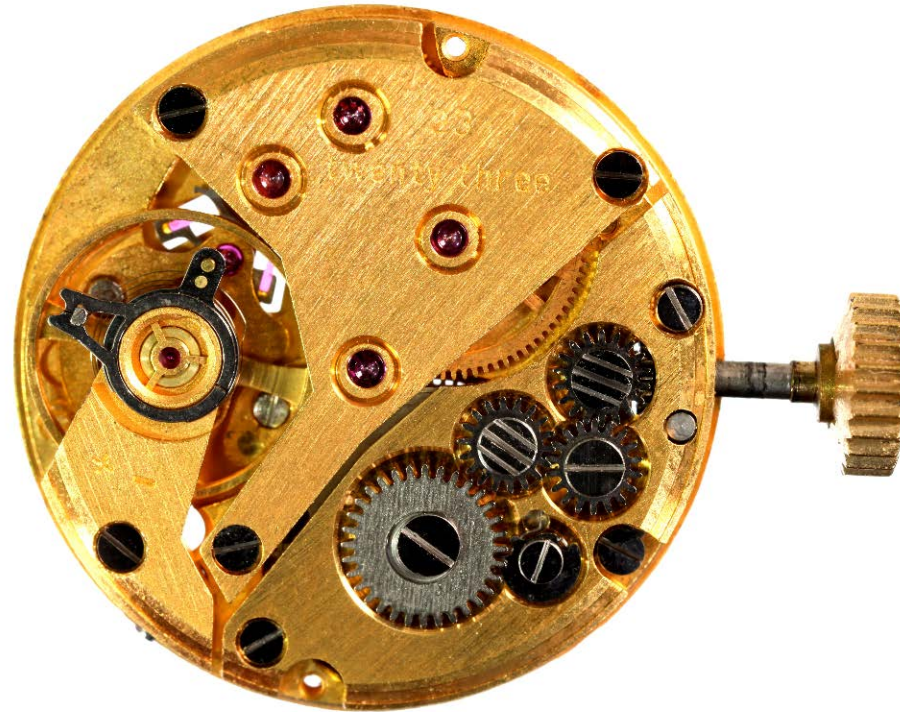


本資料(参考和訳)は、Deloitteが2019年9月26日に実施したウェブキャストの投影資料を有限責任監査法人トーマツが翻訳したものであり、原文と合わせてご利用ください。なお原文との間に差異がある場合には、特段の記述がある場合を除き原文が優先されます。



公開草案「IFRS第17号の修正」

IASBに提出したデロイト・コメント・レターのハイライト

Francesco Nagari, Deloitte Global IFRS Insurance Leader | 2019年9月26日

目次

- 公開草案「IFRS第17号の修正」に対するデロイト・コメント・レターの概要
- コメント・レターに記載されたデロイトの見解のハイライト
- 次のステップ

公開草案「IFRS第17号の修正」に対するデロイト・コメント・レターの概要

- デロイトは、公開草案（ED）の提案を全般的に支持するが、これらの提案がさらに改善され得る多くの領域を提言している。
- EDのアプローチを使用して、直接連動有配当保険契約以外の保険契約における**投資リターン・サービス**を定義するという提案は、ルール・ベースであるように思われる。デロイトは、**IFRS第17号で既に使用されている概念を用いた原則主義アプローチ**を提案する。
- 保有している再保険契約の会計処理に係る修正案（「基礎となる保険契約に係る損失の回収」）の適用範囲は、**保有している再保険契約のすべての種類に拡張すべきである**。
- 保有している再保険契約に対する**リスク軽減オプション**の適用については、**変動手数料アプローチの対象範囲を拡張して、保有している再保険契約をも含める**ことで、より良い解決策が得られると考える。
- デロイトは、**「相互扶助」特性を有する契約**の会計処理について、広範な議論があると考えている。これらの契約から生じる履行キャッシュ・フローの変動についてCSMを調整するIFRS第17号のガイダンスは、改善され得る。

投資リターン・サービスおよび投資関連サービスに帰属する契約上のサービス・マージン

公開草案－IFRS第17号の修正（第44項から第45項、第109項および第117項(c)(v)、付録A、B119項からB119B項およびBC50項からBC66項）

デロイト・コメント・レター

デロイトの見解

「デロイトは、投資サービスに関連するカバー単位の決定方法に関するガイダンスが存在しない状況に対応するというIASBの提案を**支持する。**」

デロイトの懸念

「カバー単位に関する移行リソース・グループ（TRG）の議論では、複数の保険会社が、IFRS第17号におけるCSMの配分に係る要求事項の適用に苦慮していることが明らかになった。この修正は、提起された懸念の一部に対応するものである。」

修正の範囲およびデロイトの提案

「（...）修正案の首尾一貫した適用を推進するため、デロイトは、IASBが**原則主義アプローチ**を使用して「**投資リターン・サービス**」の用語を定義すべきであると提案する。」

「デロイトの提案は、IFRS第17号B75項に示された既存の原則を用いて、そのような契約の範囲を定義することである。」

保有している再保険契約 – 基礎となる保険契約に係る損失の回収

公開草案 – IFRS第17号の修正（第62項、第66A項から第66B項、B119C項からB119F項およびBC67項からBC90項）

第66A項は、企業が基礎となる不利な保険契約グループの当初認識時または当該グループへの不利な契約の追加時に損失を認識する場合、比例的なカバーを提供する保有している再保険契約グループの**契約上のサービス・マージンを修正**し、その結果として収益を認識することを提案している。

デロイト・コメント・レター

デロイトの見解

「デロイトは、再保険契約によって出再者に提供されるカバーの便益を反映するというIASBの提案を**支持する**が、提案された修正で十分であるとは考えていない。」

デロイトの懸念

「デロイトの主たる懸念は、修正の範囲および保有している再保険契約の修正パラグラフを適用した際の事後測定についてである。」

修正の範囲

「修正の範囲について、EDのIFRS第17号B119C項では、「**比例的なカバー**」を『基礎となる保険契約グループに生じたすべての保険金請求の一定割合を（再保険契約の）発行者から回収する権利』と定義している。」

保有している再保険契約 – 基礎となる保険契約に係る損失の回収

デロイトの提案

「デロイトは、IFRS第17号第66項(c)(ii)の既存の原則を当初認識にも適用すべきであり、出再された発行した保険契約グループの不利な損失を軽減する場合に、かつ、その範囲においてのみ、このアプローチが、保有している再保険契約の初日の利得を計算するための十分な基礎を提供すると考える。」

「さらに、保有している再保険契約の事後測定に係る現行IFRS第17号63項の要求事項に関連して、保有している再保険契約グループに適用される当初ロックイン割引率は、基礎となる保険契約が発行され、再保険に出再される時点とは一致しないことを指摘したい。」

「ただし、保有している再保険契約の当初認識時においては、未発行契約に係る貨幣の時間価値は不明であり、それらの将来の契約に係る待機義務に係るCSMは損益に配分されない。」

「(...) 発行が見込まれる将来の契約に係るCSMについては、当該キャッシュ・フローに適用される将来金利のイールド・カーブを使用した測定を要求し、貸借対照表日現在に適用される市場金利で割り引くことをデロイトは提案する。」

リスク軽減オプションの適用可能性

公開草案－IFRS第17号の修正（B116項およびBC101項からBC109項）

B116項に対する修正案は、直接連動有配当保険契約から生じる金融リスクを軽減するためにデリバティブを利用している場合に利用可能な**リスク軽減オプション**を拡張するものである。当該オプションは、企業が直接連動有配当保険契約から生じる金融リスクを軽減するために、保有している再保険契約を利用する状況に適用されることになる。

デロイト・コメント・レター

デロイトの見解

「**変動手数料アプローチ（VFA）**によって創出される会計上のミスマッチに関する利害関係者の懸念に対応しようとするIASBの提案に**反対しない**が、より良い解決策が可能であると考える。」

デロイトの懸念

「**VFAの適用対象**を保有している再保険契約に**拡張**することは、保有している再保険契約に**リスク軽減オプション**の適用範囲を拡張する提案よりも、より効果的に会計上のミスマッチを解消すると思われる。」

リスク軽減オプションの適用可能性

修正の範囲

「VFAの適用範囲を再保険契約にまで拡張する結果として、すべての保険契約に首尾一貫した原則と規準が適用され、選択制を排除することになる。」

デロイトの提案

「 (...) IFRS第17号B115項を以下のように修正することを提案する。

「企業がB116項の条件を満たし、かつ契約上のサービス・マージンの変動が、B116項に示された目的のために保有している再保険契約によって経済的に相殺される場合、基礎となる項目に対する企業の持分の金額または B113項(b)に規定された履行キャッシュ・フローに金融リスクが与える影響の変動を反映するために、契約上のサービス・マージンの変動を認識しないことを選択できる。」

「相互扶助」契約

デロイト・コメント・レター

付録2：IFRS第17号B67項に記載されたCSMおよび履行キャッシュ・フローの変動に係る会計処理

「IFRS第17号の適用範囲に含まれる発行された保険契約で、キャッシュ・フローが他の保険契約の保険契約者へのキャッシュ・フローに影響を与えるか、またはその影響を受ける契約の重要な割合を占める場合、IFRS第17号B67項からB71項のガイダンスに従って、履行キャッシュ・フローおよびCSMを会計処理する。」

「IFRS第17号BC171項に記載されているように、これらの契約は一般的に「相互扶助」の特性を有するとされてきた。」

デロイトの懸念

「デロイトは、企業が将来のサービスに係る履行キャッシュ・フローの変動についてCSMを調整する場合、IFRS第17号の既存ガイダンスでは、首尾一貫した会計処理が行われないと考える。」

デロイトの提案

「IASBはIFRS第17号を修正し、企業が単一の結合されたリスク共有ポートフォリオのレベルでCSMを調整することを明確にする。IFRS第17号B67項から68項に規定される条件と同じ集約レベルで決定された変動に対して、すべてのグループのCSMが比例的に調整されることが、IFRS第17号において明確になるであろう。」

「相互扶助」契約

設例—完全な相互扶助となるポートフォリオ、リスクの比例的共有、持分保有者の固定参加比率

「企業Aは、10の保険契約者グループに保険契約を発行する。これらの保険契約は全体で単一のポートフォリオを形成する。保険契約者はそれぞれCU1,000の保険料を支払い、保険契約ポートフォリオのリターンは均等に分配される。保険契約のポートフォリオは、基礎となる項目の特定のプールである。このプールのリターンは、保険契約の業績から得られる（保険料、保険金およびその他の保険契約キャッシュ・フロー）。」

	A グループ1 CU	B グループ2から10 のそれぞれ CU	C=B×9 グループ2から10 の合計 CU	D=A+C 10グループの合 計 CU
保険料	1,000	1,000	9,000	10,000
支払保険金	(4,000)	0	0	(4,000)
	(3,000)	1,000	9,000	6,000
90%の利益配分	(540)	(540)	(4,860)	(5,400)
相互扶助	3,600	(400)	(3,600)	-
CSM	60	60	540	600

「デロイトは、IFRS第17号B68項を適用することにより、「既存の契約の条件から生じる他のグループの保険契約者に対する支払い (...)」を、正味のポートフォリオ業績の固定比率（すなわち、100%未満で、上記の設例では90%）の持分割合をグループに帰属させる前に、損失の100%および保険料の100%にグループの持分割合を含めることができると解釈することが可能であると考え。また、デロイトは、B112項の正しい適用は、ポートフォリオのグループ間の「相互扶助」となる金額の配分を変動手数料に含めることであると考え。」

保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収

公開草案－IFRS第17号の修正（第28A項から第28D項、第105A項から第105C項、B35A項からB35C項、BC31項からBC49項）

デロイト・コメント・レター

デロイトの見解

「デロイトは、企業が保険獲得キャッシュ・フローを、契約の更新から生じると見込まれる契約に配分すべきであるというEDの提案を**支持する**。（...）」

「デロイトは、提案された会計処理が、保険獲得キャッシュ・フローに係る有用な情報を財務諸表の利用者に提供するというIASBの見解に**同意する**。」

デロイトの懸念

「デロイトは、提案されたIFRS第17号B35B項の保険獲得キャッシュ・フローに係る減損テストが、**貨幣の時間価値**を考慮する必要があるか否かについて明示的に対応していないと考える。」

「さらにデロイトは、現行のIFRS第17号第59項(a) および提案されたIFRS第17号第28項Aに記載されている文言では、保険契約グループのカバー期間が**1年以内**の場合、保険料配分アプローチを適用する企業に、保険獲得キャッシュ・フローの費用処理が認められていると考える。」

保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収

デロイトの提案

「デロイトは、減損テストにおける貨幣の時間価値の影響について、より正確なガイダンスが重要であると考えている。」

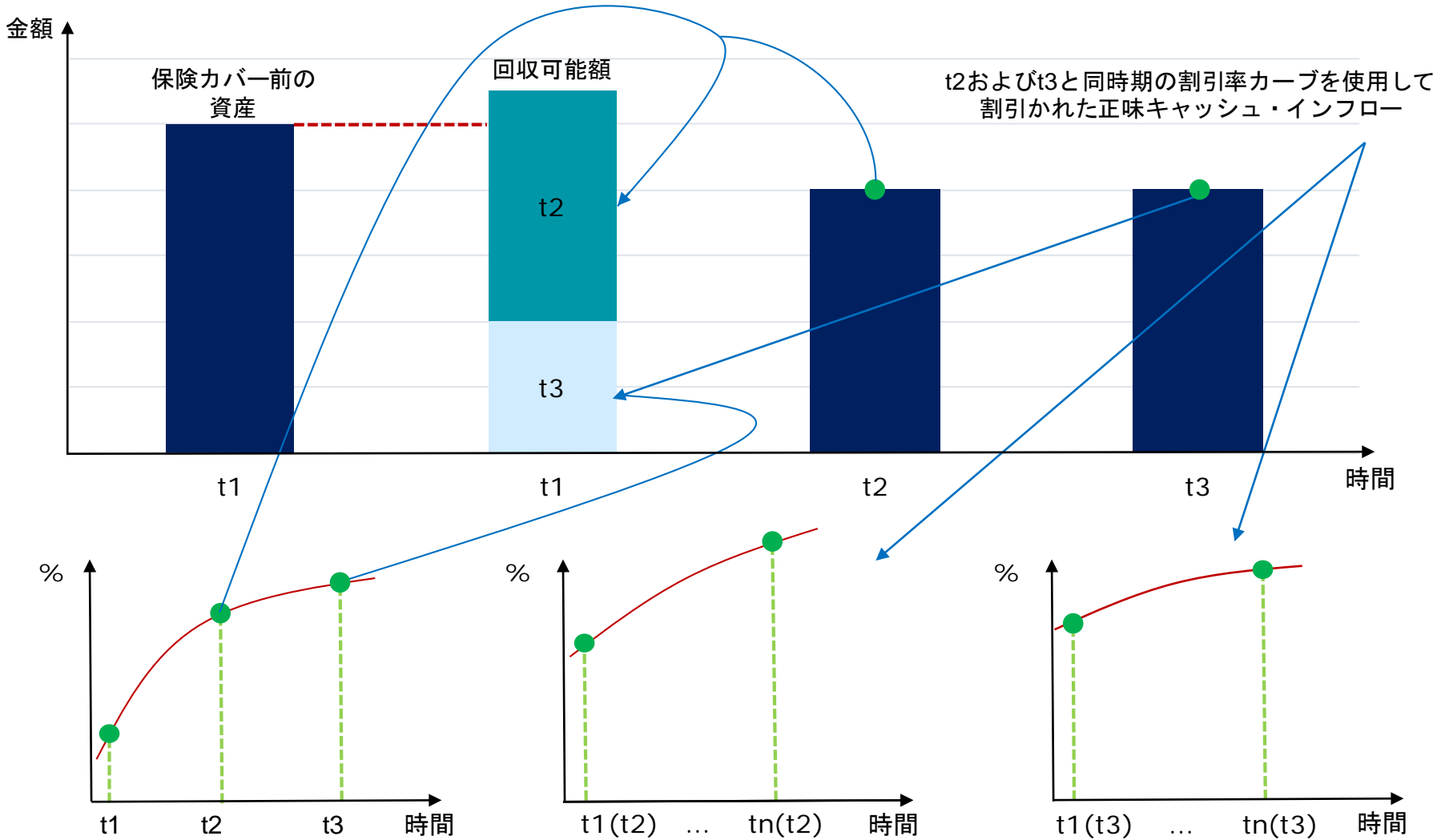
次ページの図はデロイトの提案を説明するものである。

「デロイトは、提案されたIFRS第17号28A項の文言を以下のように修正することを提案する。

「保険料配分アプローチを適用する企業は、第28C項に従って保険獲得キャッシュ・フローが保険契約グループに配分される場合に限り、第59項(a)を適用して保険獲得キャッシュ・フローを費用として認識することができる。」

デロイトは、IFRS第17号59項 (a) にも同様の変更を反映することを提案する。」

保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収



更新された「正味キャッシュ・インフロー」を生成する契約ポートフォリオの割引率カーブ。

範囲除外 - 保険契約の定義を満たすクレジットカード契約および融資契約

公開草案—IFRS第17号の修正（第7項(h)、第8A項、付録DおよびBC9項からBC30項）

- (a) 第7項(h) は、企業が**保険リスクの評価を (...) 反映していない場合に、かつ、その場合にのみ**、保険契約の定義を満たすクレジットカード契約をIFRS第17号の**範囲から除外**することを要求されると提案している。
- (b) 第7項(a)から(h)によってIFRS第17号の範囲から除外されない場合には、第8A項は、**保険契約の定義を満たす (...) 契約に対し、企業はIFRS第17号またはIFRS第9号を適用**することを選択することを提案している。

デロイト・コメント・レター

デロイトの見解

「デロイトは、IFRS第17号の範囲除外に係る提案のいずれについても概ね**支持する**。」

重要な保険リスクを移転する融資契約

「本修正案がなければ、重要な保険リスクを移転する融資契約を発行する金融機関は、契約全体にIFRS第17号を適用して会計処理を行わなければならないことから、デロイトは、本修正案を**支持する**。」

範囲除外－保険契約の定義を満たすクレジットカード契約および融資契約

保険カバーを提供するクレジットカード契約

「デロイトは、保険カバーを提供するクレジットカード契約は、EDに記載された理由により、IFRS第17号の範囲から除外されるというEDの提案を**支持する**。」

「デロイトは、IFRS第9号の測定が**信用リスク**と**保険リスク**の両方に対応できるというEDのBC14項に**同意する**。」

「 (...) デロイトは、財を引き渡す義務や、一部のクレジットカードに付帯された保険以外のサービス等、その他の要素には、IFRS第15号が適用されると考える。」

「また、『**クレジットカード**』という用語は定義されていない。デロイトは、クレジットカードは最も一般的な例であるが、範囲除外となる唯一の取り決めではないと考える。」

IFRS第17号の発効日およびIFRS第4号におけるIFRS第9号の一時的免除

公開草案—IFRS第17号の修正：IFRS第17号の発効日およびIFRS第9号のIFRS第4号における一時的免除（C1項、（案）IFRS第4号の修正およびBC110項からBC118項）

- (a) C1項の修正案は、IFRS第17号の発効日を2021年1月1日以後に開始する事業年度から1年延期して、**2022年1月1日以後**開始する事業年度とするものである。
- (a) IFRS第4号第20A項の修正案では、IFRS第9号の一時的免除を1年延長して、この免除を適用する企業が**2022年1月1日以後開始する事業年度にIFRS第9号を適用すること**が要求されることになる。

デロイト・コメント・レター

「IFRS第17号の発効日、および保険業務が重要な企業に対するIFRS第9号の適用免除の延期のいずれにも**同意する**。デロイトは、多くの作成者にとって、依然として厳しい期限であることに変わりはないと考える。」

財政状態計算書における表示

公開草案 - IFRS第17号の修正 (第78項から第79項、第99項、第132項およびBC91項からBC100項)

第78項の修正案は、発行した保険契約のポートフォリオのうち資産であるポートフォリオおよび負債であるポートフォリオの帳簿価額を財政状態計算書において区分して表示することを要求している。現行の要求事項を適用した場合、企業は、発行した保険契約のグループのうち資産であるグループと負債であるグループの帳簿価額を表示することになる。この修正は、保有している再保険契約のポートフォリオのうち資産であるものと負債であるものにも適用される。

デロイト・コメント・レター

「デロイトは、主にEDに対する結論の根拠に記載された理由により、この修正案を支持する。」

経過的な修正および救済措置

公開草案－IFRS第17号の修正（C3項(b), C5A項, C9A項, C22A項およびBC119項からBC146項）

- (a) C9A項は、**修正遡及アプローチの追加的な修正**を提案している（...）。
- (b) C3(b)の修正案は、**企業がB115項の選択肢を適用開始日ではなく、移行日から将来に向かって適用することを認めることとなる。**（...）
- (c) C5A項は、直接連動有配当保険契約のグループが**移行日からリスク軽減関係の一部である場合**、IFRS第17号を遡及的に適用できる企業は、代わりに**公正価値アプローチを適用することを認める**と提案している。（...）

デロイト・コメント・レター

決済期間に取得した契約の分類

「デロイトは、EDの提案を**支持する**が、この免除規定は移行時にのみ適用可能であり、かつ、企業が完全遡及アプローチに関する合理的で裏付け可能な情報を有していない場合にのみ適用可能であると考える。」

直接連動有配当保険契約についてのリスク軽減

「デロイトは、EDに対する結論の根拠に記載されている理由から、IASBの提案を**支持する**。」

経過的な修正および救済措置

直接連動有配当保険契約についてのリスク軽減および経過措置における公正価値アプローチの適用

「デロイトは、IASBの修正案に**同意する**。デロイトは、会計上のミスマッチに関する問題を相当程度解決する革新的な方法として、これを支持する。この修正案がなければ、会計上のミスマッチに関する問題は、移行後も長年にわたって残り続ける可能性が高い。」

軽微な修正

公開草案－IFRS第17号の修正（BC147項からBC163項）

本公開草案では、軽微な修正も提案している。（結論の根拠のBC147項からBC163項参照）

デロイト・コメント・レター

デロイトの見解

「デロイトは、公開草案における軽微な修正案のほとんどを**支持する**。デロイトは、いくつかの修正案について、IASBの意図を達成し、基礎となる経済実態を忠実に反映し、かつIFRS第17号の原則と整合すると考えられる代替的なアプローチを提案している。」

保険契約者への融資に関連するキャッシュ・フローの変動を収益から除外

「関連するキャッシュ・フローの対称的な概念（すなわち、投資要素が資産にも負債にもなる可能性の認識）を用いて**投資要素**を定義すれば、B123項(a)を修正する（...）必要はないであろう。」

投資要素の定義

「（...）デロイトは、投資要素を、返済が100%確実で、かつ、返済が時間の経過のみに左右されるキャッシュ・フローとして定義することを**提案する**。」

軽微な修正

貨幣の時間価値に関する変動および金融リスクに関連する仮定に関する変動を、契約上のサービス・マージンの帳簿価額から除外

「デロイトは、企業が、投資要素の支払予定額と支払実績額との間の差異をすべてCSMから除外し、当該差異を保険金融収益または費用に反映しなければならないと**提案する**。この結果を達成するために、デロイトはIFRS第17号B96項(c)の削除を提案する。」

非金融リスクに係るリスク調整の変動

「 (...) デロイトは、IFRS第17号B96項(d)の現行規定を残し、将来のサービスに関連するリスク調整の変動が、常に現在の利率でCSMを調整することを明確にするように**提案する**。」

グループの中の契約の認識

「デロイトは、IFRS第17号第22項の修正と統合的に、IFRS第17号第28項も同様に修正することを**提案する**。」

次のステップ

- IASBは、2019年9月25日以前に公開草案に対して寄せられたコメントを検討し、IFRS第17号の修正案を先に進めるか否かを決定する。
- IASBは、IFRS第17号の修正を**2020年半ば**に公表する予定である。





コンタクトの詳細

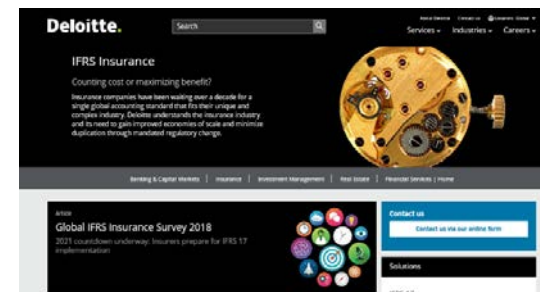
Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+852 2852 1977 or fnagari@deloitte.co.uk

Keep connected on IFRS Insurance:

- [Follow](#) my latest  posts @ francesco -nagari-deloitte-ifrs17
- Follow me @Nagarif on 
- [Subscribe](#) to Insights into IFRS Insurance Channel on  or
- [Connect](#) to Deloitte's IFRS Insurance Group on  for all the latest IFRS news
- Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) at www.deloitte.com/i2ii to your internet favourites





About Deloitte Global

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more about our global network of member firms.

Deloitte provides audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves over 80 percent of the Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients’ most complex business challenges. To learn more about how Deloitte’s approximately 286,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on [Facebook](https://www.facebook.com/deloitte), [LinkedIn](https://www.linkedin.com/company/deloitte), or [Twitter](https://twitter.com/deloitte).

About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China’s accounting standards, taxation system and local professional accountants. To learn more about how Deloitte makes an impact that matters in the China marketplace, please connect with our Deloitte China social media platforms via www2.deloitte.com/cn/en/social-media.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the “Deloitte Network”) is by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2019. For information, contact Deloitte China.



デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に1万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の8割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約286,000名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバーファームおよびそれらの提携法人のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または “Deloitte Global”) および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの提携法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、パプアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国（香港およびマカオを含む）、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2019. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.



IS 669126 / ISO 27001

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited